

2019年度  
河合町人権教育推進協議会  
総 会



日 時 2019年6月26日(水)

14時00分～

場 所 河合町中央公民館 2階 視聴覚室

河合町人権教育推進協議会

## 2019年度 河合町人権教育推進協議会 総会次第

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 来賓挨拶

4. 議長選出

5. 議 事

第1号議案 2018年度 事業報告について

第2号議案 2018年度 会計決算及び会計監査報告について

第3号議案 2019年度 活動方針及び事業計画（案）について

第4号議案 2019年度 会計予算（案）について

6. 閉 会

## 2018年度 事業報告

### 1. はじめに

河合町人権教育推進協議会は、1979年の結成以来、本協議会規約第2条「基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。」を理念に、「人権尊重のまちづくり」を目指した取組を進めてまいりました。

しかし、依然として社会には許しがたい人権問題が山積しています。根強い部落差別意識から起こる、戸籍・住民票等個人情報の不正取得やインターネット上での人権侵害が、最近特に増加しています。

近年大きな問題となっている、民族差別を扇動し外国人を排斥しようとするヘイトスピーチ（差別言動）や、LGBTQ（性的少数者・性的マイノリティ）の人々に対して、明らかに悪意を持って差別を扇動していると言っても過言ではない事件も報告されています。

また、虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）は、一見まわりからは認知されにくく、周囲に気づかれずに子どもや女性・高齢者の尊い命が奪われてしまう事件が後を絶たないことは、非常に悲しい現実です。

子ども同士のコミュニティにおいては、従来の“いじめ”以外にもインターネット上で他者を貶めたり傷つける事象が相次いでいます。さらに、“スマホ依存”“ネット依存”に陥り学業が疎かになったり、日常生活に支障をきたす問題が深刻化しています。

このようなさまざまな人権問題の解決に向けて、奈良県人権教育推進協議会や北葛城郡人権教育推進連絡協議会等と連携を図り、事業に取り組みました。

以下2018年度の事業について報告します。

## 2. 2018年度の主な取組

### ○主催事業

#### 河合町現地人権学習会

- ・日時 2018年10月15日(月)、10月17日(水)
- ・場所 大和高田市、香芝市 人権ゆかりの地(フィールドワーク)

河合町人権教育推進協議会では、これまで部落問題をはじめとするすべての人権問題の解決を図る目的で「地区別人権学習会」を開催してきました。そして、その本旨を踏まえて2007年度より人権にゆかりのある地を訪れ、自分の目で見て肌で感じる学習を推進するため「現地人権学習会」を実施しています。これまでに、橿原市、奈良市、大和郡山市、五條市、生駒市に赴き学習を積み重ねてきました。

2018年度は大和高田市と香芝市において実施し、現地の歴史・文化とともにどのような人権問題があったのかを学びました。

主な巡見地 有井城跡(正行寺と有井環濠集落)、領家山古墳、北角城跡  
築山城山古墳、東本願寺大谷別院、五位堂鋳物師集落

### ○共催事業

#### 河合町差別をなくす町民集会

- ・日時 2018年7月14日(土) 10時～
- ・場所 河合町文化会館 まほろばホール
- ・内容 講演【子どもの貧困問題～「まずは、ごはん！」をどう支えるか?～】  
NPO法人CPAO(シーパオ)代表 徳丸 ゆき子 さん

現在、日本における17歳以下の子どもの貧困率は13.9%で、7人に1人が貧困状態にあるとのことです。また、1人親世帯(主に母子世帯)では貧困率が50.8%にも上るそうです。

徳丸さんは活動を進めるうえで、まず短期的な対応手段として「実態を調べること」「当事者を見つけ、直接話を聞くこと」「面談等の方法で行政・民間団体とつなげること」「直接支援し、一緒に問題を乗り越えること」を大切にしていると話されました。それらを踏まえ、CPAOでは中期的な視点に立ち、ごはん会(子ども食堂)や遠足・お泊まり会等を通じて、貧困家庭が地域のなかで孤立化しない取組を進められているとのことでした。また、母子家庭世帯を対象に実施した“しんどい状況調査”も紹介されました。

講演後のアンケートでは、「1日1食(給食のみ)という子どもがいると知ってショックを受けた」、「教育の機会均等が今後の大きな課題」等の声があり、如何に深刻な問題かを見つめ直す機会となりました。

## 2018年度 主な事業

### 1. 主催事業

年 月 日	事 業 名	会 場	参加人数
6月21日	理事会	河合町 中央公民館	23
6月27日	総会	河合町 中央公民館	48
6月27日	人権研修会（DVD視聴）	河合町 中央公民館	48
10月15日 10月17日	現地人権学習会	大和高田市、香芝市 五位堂鋳物師遺跡 他	40

### 2. 各種研修会・研究会への参加 及び 共催事業

4月11日	第30回「人権を確かめあう日」 県内一斉集会	王寺町 やわらぎ会館	40
5月17日	奈人推協 総会	斑鳩町 いかるがホール	5
5月23日	郡人推連協 総会	河合町 中央公民館	14
7月14日	差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール	234
7月20日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	三重県伊賀市 いがまち人権センター 他	4
7月27日 28日	全人教 教育課題別研究会	岡山県倉敷市 倉敷公民館 他	3
8月6日	奈人推協 平和・解放教育講演会	大和郡山市 やまと郡山城ホール	8
8月28日	奈人推協 夏期研修会	奈良県 社会教育センター研修施設	2
9月20日	奈人推協 部落問題講座	奈良県 社会福祉総合センター	3
10月13日	奈人推協 研究大会	三郷町 スポーツセンター 他	7
11月15日	奈人推協 ブロック別（西部）研修会	平群町 中央公民館	6
11月16日 17日 18日	全国人権・同和教育研究大会	滋賀県大津市 ウカルちゃんアリーナ 他	3
12月10日	奈人推協 人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール	2
2019年 1月25日	郡人推連協 「人権と部落問題」郡民 研究集会	河合町 豆山の郷	43
2月15日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	河合町 中央公民館	5
<ul style="list-style-type: none"> <li>・奈人推協 理事会4回・事務局長会議6回</li> <li>・郡人推連協 理事会2回・会長合同会議7回・事務局長会議4回</li> </ul>			

## 2018年度 会計決算

## (収入の部)

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
町 補 助 金	450,000	450,000	0	
雑 収 入	0	0	0	
計	450,000	450,000 (A)	0	

## (支出の部)

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	増 減 額	備 考
事 務 局 費	10,000	10,000	0	切手等
会 議 費	2,000	1,660	340	会場使用料
図 書 費	27,000	25,696	1,304	研究図書費
事 業 費	212,000	153,200	58,800	各種 研修会費等
行 動 費	8,000	2,900	5,100	出張旅費
負 担 金	191,000	191,000	0	県・郡 負担金
計	450,000	384,456 (B)	65,544	

(収入額) (支出額) (執行残額)  
 (A) 450,000円 - (B) 384,456円 = 65,544円


※ 執行残額については町に返金

監査報告

2019年5月28日に2018年度河合町人権教育推進協議会の会計監査をしたところ、決算書のとおり帳簿、証票ともに適正に処理されており、妥当であることを認めます。

河合町人権教育推進協議会

会計監査 坂本 泰男 

会計監査 松井 義明 

## 2019年度 活動方針及び事業計画（案）

### はじめに

河合町人権教育推進協議会は、すべての町民が人権問題について正しい理解と認識を持ち、部落問題をはじめとするあらゆる差別をなくし、だれもが安心して暮らすことのできる社会の実現をめざしています。そして、奈人推協や北葛城郡人推連協、その他多くの機関・団体と連携しながら、人権教育の推進を図ってまいりました。

本年は、1969年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて50年の節目にあたります。この法律は、部落問題の解決は「国の責務」であり、「国民的課題」であることを明確にした同和対策審議会答申（同対審答申）に基づいて制定されたものです。2002年までの33年間、新たな法へと引き継がれながら大きな成果を上げました。

しかし、差別事象は後を絶ちません。さらに、かつては予想もしていなかったインターネット上の差別的な内容とそれに同調する書き込み、「差別主義者」と堂々と名乗り、差別言動を繰り返すヘイトスピーチなどの事件が増えています。人々の不満を被差別者や少数者にことさら向けられ、そのはけ口として差別を扇動してやまない風潮が意識的につくられているのです。非常に危機的な状況です。

そのような中であって、2016年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の『人権3法』が施行されたことは、私たちに勇気を与えました。そして、2017年施行の「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例」や「手話言語条例」、さらに、本年3月22日施行の「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」へとつながり、また、2020年の春には「労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）が施行される見込みです。これらの法律・条例は理念法ではありますが、総合的な「人権侵害救済法」への道筋をつけるもので、人権尊重社会の実現をめざす私たち一人ひとりの活動を後押しするものであると考えられます。

しかし、社会情勢やまわりの状況に目をやると、いじめ、体罰や虐待、外国人差別、東日本大震災での原発事故に起因する偏見、いつどこで起こるか予測のできない無差別殺人など、解決しなければならない問題が依然として数多く存在しています。そして、景気停滞が招いた社会不安、経済的格差の増大、他者を思いやる気持ちの希薄化が、人権の諸課題により一層拍車をかけています。

このような状況下だからこそ、あらためて誰もがかけがえのない存在であり、人は互いに支え合ってしか生きてはいけないということを今一度認識し、真に差別のない社会の実現にむけた行動が必要とされています。

以下、国及び地方自治体の施策や、奈人推協及び北葛城郡人推連協の提示する活動方針を踏まえ、2019年度の活動方針を提案します。



差別の現実に深く学び、部落問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決をめざして、暮らしをみつめ、豊かな未来を切り拓く取組を進めよう。

### 1. あらゆる人権をめぐる現状と課題を正しく認識し、取組を進めよう

解決を図るべき差別事象は、依然として後を絶ちません。部落差別、障害者差別、子どもや女性・高齢者問題、外国人差別、また社会的・経済的弱者への差別がより一層厳しさを増しており、国民的課題となっています。

そして、さまざまな人権問題の中でも、子どもをとりまく状況に目をやると、連日のように報道されている通り、幼い命が奪われる事件や事故が後を絶ちません。5月には、神奈川県でスクールバスが来るのを待っていた児童の列に包丁を持った男が近づき、次々と切りつける事件が発生し、保護者1名と児童1名のかげがえのない命が奪われました。いつも通りの日常を過ごしている中で、突然これからの人生を奪われた被害者と、その家族やまわりの人たちの気持ちは想像に耐え難く、無念でなりません。いつ、どこで起こるか分からない“無差別テロ”事件に対して、一体私たちに何が出来るのかを考えていかなければなりません。加害者が犯行に及んだ要因の1つとして、社会からの孤立感や人生に対する絶望感があったのではないかと指摘されています。だとすれば、私たち一人ひとりの果たすべき役割は大変重要です。誰もが当たり前につながりあい、寄り添いあえる関係をつくり出さなければなりません。人は1人では生きていけません。うらを返せば、孤立は絶望を生み、時には命を脅かします。その意味で、私たちの課題も明確ではないでしょうか。

児童虐待と同様、DV（ドメスティックバイオレンス）も深刻です。これらは、「男らしさ」「女らしさ」という固定観念や、子どもは親の所有物であるという考え方に起因しているのではないのでしょうか。お互いを1人の人間として尊重しあう関係が求められています。

また、少子高齢化が進むなかで、介護を必要とする方や認知症を患った方に対するいじめ、暴力、電話やインターネットを使った特殊詐欺による財産奪取などの人権問題も深刻です。地域の結びつきが薄れ無縁社会化が進んだことや、老老介護の増加も相まって、孤独死・自殺・心中といった深刻な社会問題も生じています。今日の社会や地域づくりに貢献されてきた方々の、人間としての尊厳を守り、すべての人が豊かな人生を全うできるよう、身近な問題として考えなければなりません。

障害者やその家族・支援者がおかれている状況も深刻です。先日、「旧優性保護法」に基づき、過去に不妊治療を強制された知的障害のある女性とその支援者が、国を相手に損害賠償を求めた訴訟の判決がありました。判決では「個人の尊厳を踏みにじるもの」と、憲法第13条幸福追求権に違反していると初めて認めたものの、不法行為から20年以上が経過し、損害賠償を請求する権利が消滅しているとして賠償支払いは認められませんでした。女性と障害者への最たる差別ではないでしょうか。

LGBTQ（性的少数者・性的マイノリティ）をとりまく状況についても、理解を深めなければなりません。2015年の電通総研による調査では、LGBTQの

方の割合は人口の7.6%を占めると報告されています。これは、日本人の血液型に占めるAB型の比率8%とほぼ同率で、13人に1人程度、40人学級では平均すると3人いることとなります。これまで、“不利な生きづらさ”を強いられることが想定されるため、本人がまわりに言えず、人権問題として顕在化してこなかったと考えられます。このような“生きづらさ”を強いる、さまざまな要因と社会の意識の改革が求められています。

近年、報道等でも大きく取り沙汰されている、セクシャルハラスメント（職場等において性的な意図を持って相手に接し、就業環境を害すること など）・パワーハラスメント（職場等での暴力や、私的なことに過度に立ち入ること など）・モラルハラスメント（言葉や態度によって相手を傷つける、精神的な嫌がらせ）・カスタマーハラスメント（企業や従業員個人等に対する悪質なクレマー）といった、誰の身にも起こりうる人権問題も深刻化しています。

外国人に関する人権問題では、「外国人技能実習制度」を悪用し、劣悪な環境での労働や、企業による不当な中間搾取が横行しています。来日前に思い描いていた日本に対するイメージを著しく悪化させ、外国人の期待を裏切るこの問題は、日本人として恥ずべきことであり、官民一体となった早急な対応が欠かせません。

以上のようなあらゆる人権問題の背景には、社会全体に蔓延している同調圧力や経済格差・世代間格差からくる孤立化や無縁化、利己的な考えからくる他者への不寛容と排他的な雰囲気、深く関わっているのではないのでしょうか。いつ誰が、どの場面で加害者や被害者の立場になるか分からない時代です。だからこそ、私たちは自分の果たすべき役割を自覚し、勇気を持って具体的な行動に移すことが求められています。人間関係が希薄になりがちな現状を憂い、「人と人」「人と地域」がつながり支え合う「人権尊重を基盤とした地域づくり」を、共に進めていきましょう。

## 2. 人と人との豊かにつながる地域づくりをめざして取り組もう

「世界人権宣言」の精神による1994年の「人権教育のための国連10年」の決議以降、人権という普遍的文化を地域や社会に確立しようとする取組はより一層推進されてきました。改めて、この20年間で国内において制定・策定された法律や条例には、主に以下のようなものがあります。

1999年「男女共同参画社会基本法」

2000年「児童の虐待の防止等に関する法律」

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

2001年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

2005年「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

2014年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

「子どもの貧困対策に関する大綱」

2016年「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

(障害者差別解消法)

「奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい

社会づくり条例」

「奈良県犯罪被害者等支援条例」

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた

取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)

- 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）  
2017年「奈良県手話言語条例」  
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の  
確保に関する法律」（教育機会確保法）  
2019年「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」

これらの法律・条例が示すとおり、21世紀はこれまで培われてきた人権の取組を、さらに次の段階へと発展させる時代であると言えるでしょう。

また、今年は今国会において「児童の権利に関する条約」が採択されて30年の節目の年です。国内でも、2014年には親から子への貧困の連鎖が起きないように、総合的に対策を進めることを目的として「子どもの貧困対策推進法」が施行され、さらに2017年には、すべての子どもの教育を保障するために「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律（教育機会確保法）」も施行されています。私たちには、人権に関するあらゆる課題を断ち切り、未来の世代へ人権が確立された社会を引き渡す責任があります。

そのためにも、一人ひとりの人権が尊重され、自分らしく生きていける、そして、人と人とのつながりが大切にされる社会づくりが何より求められています。だからこそ、あらゆる場面で人権尊重の立場に立ち、さまざまな問題に気付ける感性を磨いていくことが大切です。関係機関の研修会等に積極的に参加し、学び得たことを広めていくことや、情報交換の機会を持つことで、人権意識がさらに日常生活に根づいていくのではないのでしょうか。また、身のまわりに起こっている人権の諸問題を地域に発信し、問題意識を喚起することも大切です。

差別をなくす取組は、人と人との関係性をより豊かなものにします。人権教育推進の輪が広がり、だれもが安心できる地域社会となるよう、普段の生活のなかで取り組んでいきましょう。

## 2019年度 主な事業（案）

### 1. 主催事業

年 月 日	事 業 名	会 場
6月18日	理事会	河合町 中央公民館
6月26日	総会	河合町 中央公民館
6月26日	人権研修会（DVD視聴）	河合町 中央公民館
10月29日 10月30日	現地人権学習会	奈良市 同和問題関係史料センター 他

### 2. 各種研修会・研究会への参加 及び 共催事業

5月16日	奈人推協 総会	橿原市 かしはら万葉ホール
5月21日	郡人推連協 総会	王寺町 やわらぎ会館
7月13日	差別をなくす町民集会	河合町 まほろばホール
7月20日	全人教 教育課題別研究会	大分県中津市
7月25日	郡人推連協 第1回講師団講師研修会	京都市 国際交流会館 他
8月6日	奈人推協 平和・解放教育講演会	橿原市 かしはら万葉ホール
8月28日	奈人推協 夏期研修会	奈良県 社会教育センター研修施設
9月21日	奈人推協 研究大会	橿原市 かしはら万葉ホール 他
10月24日	奈人推協 部落問題講座	宇陀市 かぎろひホール
11月13日	奈人推協 ブロック別（西部）研修会	広陵町 かぐや姫ホール
11月30日 12月1日	全国人権・同和教育研究大会	三重県津市 産業・スポーツセンター 他
12月10日	奈人推協 人権問題講演会	葛城市 マルベリーホール
2020年 1月24日	郡人推連協 「人権と部落問題」郡民研究集会	王寺町 やわらぎ会館
2月14日	郡人推連協 第2回講師団講師研修会	王寺町

第4号議案

2019年度 会計予算 (案)

(収入の部)

(単位：円)

項 目	2019年度予算額	2018年度予算額	備 考
町 補 助 金	450,000	450,000	
雑 収 入	0	0	
計	450,000	450,000	

(支出の部)

(単位：円)

項 目	2019年度予算額	2018年度予算額	備 考
事 務 局 費	11,000	10,000	切手等
会 議 費	2,000	2,000	会場使用料
図 書 費	27,000	27,000	研究図書費
事 業 費	212,000	212,000	各種 研修会費等
行 動 費	8,000	8,000	出張旅費
負 担 金	190,000	191,000	県・郡 負担金
計	450,000	450,000	

## 加盟機関・団体 一覧表

機関・団体名（71機関・団体）

（敬称略）（順不同）

河 合 町	消 防 団	第 二 中 学 校
河 合 町 議 会	選 挙 管 理 委 員 会	第 二 中 学 校 P T A
池 部 大 字	行 政 相 談 員	幼 稚 園
穴 闇 大 字	民 生 児 童 委 員 協 議 会	幼 稚 園 P T A
長 楽 大 字	保 護 司	文 化 協 会
城 古 大 字	更 生 保 護 女 性 会	婦 人 会
市 場 大 字	母 子 寡 婦 福 祉 会	子 ど も 会 連 合 会
西 穴 闇 大 字	老 人 ク ラ ブ 連 合 会	人 権 教 育 研 究 会
城 内 大 字	身 体 障 害 者 協 会	人 権 擁 護 委 員
大 輪 田 大 字	手 を つ な ぐ 育 成 会	人 権 ・ 同 和 問 題 啓 発 活 動 推 進 本 部
薬 井 大 字	遺 族 会	NPO なら人権情報センター河合支局
山 坊 大 字	商 工 会	体 育 協 会
佐 味 田 自 治 会	教 育 委 員 会	医 師 会
泉 台 自 治 会	社 会 教 育 委 員	歯 科 医 師 会
星 和 台 自 治 会	P T A 連 合 会	農 業 委 員 会
星 和 台 公 団 自 治 会	第 一 小 学 校	緑 化 推 進 委 員 会
広 瀬 台 自 治 会	第 一 小 学 校 P T A	食 品 衛 生 協 会
中 山 台 自 治 会	第 二 小 学 校	食 生 活 推 進 研 究 会
高 塚 台 自 治 会	第 二 小 学 校 P T A	青 少 年 健 全 育 成 連 絡 会
高 塚 台 2 丁 目 自 治 会	第 三 小 学 校	郷 土 を 学 ぶ 会
久 美 ヶ 丘 自 治 会	第 三 小 学 校 P T A	観 光 ボ ラ ン テ ィ ア ガ イ ド の 会
緑 ヶ 丘 自 治 会	第 一 中 学 校	ボ ラ ン テ ィ ア 連 絡 協 議 会
彩 り の 杜 自 治 会	第 一 中 学 校 P T A	要 保 護 児 童 対 策 地 域 協 議 会
交 通 安 全 対 策 協 議 会	地 域 安 全 推 進 委 員 会	

# 河合町人権教育推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、河合町人権教育推進協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、基本的人権と民主主義の確立をめざし、部落問題を中心としたあらゆる人権問題を解決に導き、真の人権文化を創造することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権教育に関する研修会、講演会、講習会の開催。
- (2) 人権教育の各種学習資料の収集と作成。
- (3) 人権教育の各種調査研究。
- (4) 関係諸団体との連絡提携。
- (5) その他必要と認める事項。

(組織)

第4条 本会は、河合町内にあって本会の趣旨に賛同する機関及び、団体をもって組織する。

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 理事会

(総会)

第6条 総会は、加盟団体から選出された代表者で年1回開き次のことを行う。

- (1) 会務の報告と承認。
- (2) 活動計画の審議決定。
- (3) 決算の承認および、予算、事業計画の審議決定。
- (4) 役員承認。
- (5) 規約の決定及び変更。
- (6) その他必要事項。

(理事会)

第7条 理事会は別表の加盟団体から選出された理事をもって構成する。

2 理事会は総会に次ぐ議決機関で、必要に応じて開催し、次の事を審議する。

- (1) 本会の運営についての審議。
- (2) 総会に提出する議案の審議。
- (3) 活動計画の推進並びに実践の交流。
- (4) 役員選出。
- (5) その他、必要事項。

(役員)

第8条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監査 2名

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、会務を統括し、あわせて会議の議長となる
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 監査は、会計を監査する。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、役員に異動が生じた時、後任者は前任者の残任期間とする。

(顧問及び参加)

第11条 本会に、顧問・参加を置くことができる。

- 2 顧問・参加は、理事会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問・参加は、会長の諮問に応じる。

(会議)

第12条 本会の会議は、会長が召集する。会議の議決は、出席者の過半数の同意を得なければならない。しかし、会の性格上、可能な限り、全員一致で議事を進めるように運営するものとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、河合町教育委員会生涯学習課におく。

- 2 事務局に、事務局長1名、事務局員若干名をおき、会長が委嘱するものとする。
- 3 事務局長、事務局員は、会務および事務を処理する。

(経費)

第14条 本会の予算は、補助金・寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

附則

この規約は、昭和61年5月27日から適用する。

平成14年7月6日一部改正



# 世界人権宣言

採択 1948 年 12 月 10 日

国際連合第 3 回総会

## 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

# 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成二十八年十二月十六日法律第九号)

## (目的)

**第一条** この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

## (基本理念)

**第二条** 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

## (国及び地方公共団体の責務)

**第三条** 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、

地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

**2** 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

## (相談体制の充実)

**第四条** 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

## (教育及び啓発)

**第五条** 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

**2** 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

## (部落差別の実態に係る調査)

**第六条** 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

**衆議院 法務委員会平成二十八年十二月十六日【附帯決議】**  
政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

**参議院 法務委員会平成二十八年十二月八日【附帯決議】**  
国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。